

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川市一般廃棄物許可・委託事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、水害や地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）の発生に伴う災害廃棄物を収集運搬する業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旭川市内で災害が発生した場合において、旭川市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策への乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「災害廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む。）のうち、し尿等を除くものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、乙に業務の実施について協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面（様式1）により行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面によりがたい場合は口頭で要請し、後日書面により通知するものとする。

- (1) 要請対象場所
- (2) 被災状況
- (3) 要請業務の内容
- (4) 要請期間
- (5) その他必要な事項

3 第1項による甲の要請に基づき、甲、乙は業務の内容を速やかに協議して定めるものとする。

4 乙は、前項による協議の結果に基づき、必要な人員、車両、資機材等を調達し、業務を実施するものとする。

5 甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、要請内容に基づき、甲の指示に従って業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- (3) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
- (4) 被災した市民への対応には、十分に配慮すること。
- (5) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請による業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項について、

書面（様式2）により甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 実施内容
- (3) 実施日時
- (4) 実施した乙の会員
- (5) 従事者名
- (6) 使用した車両、資機材等
- (7) その他必要な事項

2 乙は、業務中に事故等が発生した場合は、その発生状況等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づいた乙の業務の実施に要した費用は、原則として甲が負担し、その価格は甲、乙が協議の上決定するものとする。

（補償）

第7条 第3条の要請に基づき、乙が実施した業務に従事した者が、その業務によって負傷、罹病、死亡又は障害を負った場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等によるものとする。

（連絡窓口）

第8条 業務に関する連絡窓口は、甲においては旭川市クリーンセンター、乙においては旭川市一般廃棄物許可・委託事業者連絡協議会事務局とする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、協定を終了しようとする3か月前までに甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成26年5月16日

甲 旭川市6条通9丁目
旭川市長 西川将人 印

乙 旭川市工業団地5条3丁目4番18号
旭川環境整備事業協同組合内
旭川市一般廃棄物許可・委託事業者連絡協議会
会長 志野原正剛 印